

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

特別支援教育ワーキンググループ（第2回）ヒアリング意見書

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会

会 長 佐々木 桃子

副会長 立原 麻里子

日ごろより、障害児の教育支援を推進していただき、厚くお礼申し上げます。

私たち（一社）全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）は、知的・発達障害のある人や子ども（以下「知的障害児」という。）と家族、支援者の会として、知的障害のある人たちが地域において障害の状況にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとに、安心して豊かな暮らしが実現できることを願っています。

また、障害の有無に関わらず誰もが当たり前に暮らすことのできる共生社会を目指して活動しています。

今般のヒアリングでは、国連障害者権利条約対日審査総括所見を踏まえ、知的障害をはじめとする障害のある児童・生徒の自立と社会参加に向けた十分な教育環境の整備と、切れ目のない支援体制を構築し、地域の中で当たり前に学ぶことができる教育環境を選び取ることができる特別支援教育のあり方の実現に向け、次の事項について意見を申し上げます。

1 インクルーシブ教育の実現に向けて

総括所見における勧告・要請は、教育分野を含む今後の障害者施策が目指すべき方向性を示すものであり、特に第24条関係では、教育場面における分断が将来にわたっての分断につながる可能性が高いことを踏まえ、学びの場を分けるのではなく、インクルーシブ教育の実現を目指す中で個々の障害児の学びの保障を実現する方策を講じることが望まれます。

一方で、知的障害をはじめとする障害のある児童・生徒が、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を切れ目なく受けることができ、その地域の子どもたちと共に学ぶことが重要であると考えます。

そこで、以下5点について取組みの推進、強化をお願い申し上げます。

- ① 総括所見において、教員や学校関係職員に対する「障害の人権モデル」研修の受講を求める勧告がなされていることも踏まえ、教職員が障害者権利条約、障害者差別解消法の合理的配慮、障害理解・啓発についてのさらなる促進などについての必要性が学べるよう、全ての教職員に向けて、障害者の人権モデルについての意識を向上させてください。
- ② 特別支援学校免許状の取得のさらなる推進と、認定心理師や学校心理士などの資格取得や専門的な支援技法の習得を奨励してください。また、すべての学校で特別支援教育が受けられるという前提を踏まえ、通常教育職員免許状取得に際しても、特別支援教育について学ぶ時数を増やすようにしてください。
- ③ 知的障害児（児童・生徒）への合理的配慮については、適切なアセスメントに基づき、本人が何に困っているのかを明確化することが不可欠です。適切なアセスメントを実施できる教員の養成と専門性の向上を図ってください。
- ④ インクルーシブ教育の実現に向け、小・中高等学校と特別支援学校との一体運営に関するモデル事業へ着手していただいたことに感謝しています。ぜひ、このモデル事業の実施状況を成果、課題も含めて公表するとともに、さらなる拡充をおこなってください。
- ⑤ 障害者に対する理解・啓発には、幼少期からの教育が重要です。教育場面において「障害」について当たり前に学ぶ環境設定を強化するため、交流及び共同学習をさらに推進してください。また、本会においても、知的・発達障害の困りごとなどを親しみやすく啓発する活動（啓発キャラバン隊）を展開しています。通常学級の教員向けとしても十分活用できる内容となっているため、たとえば児童・生徒、教員も含めた地域向けの公開講座で活用いただけます。

2 切れ目のない支援の実現に向けて

知的障害児の学びを切れ目なく支援していただくため、以下3点について取り組みの推進、強化をお願い申し上げます。

- ① 特別支援学校や特別支援学級においては、学習教科の指導のみならず、本人なりの自立に向けた指導が重要です。ひとり一人に合わせた指導ができる教育課程の編成をお願いいたします。

- ② 地域における障害児教育に関する乳幼児期からの早期相談支援体制整備（早期発達支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進については着実に推進していただいておりますが、残念ながら地域の児童発達支援（事業・センター）との連携が十分とはいえない状況にあります。支援を必要とする乳幼児の多くは児童発達支援（事業・センター）を利用していますので、連携を強化できる体制づくり（とりわけ学校側からの呼びかけによる連携会議の開催）をお願いいたします。
- ③ 平成30年には、家庭、教育、福祉の連携を推進する、いわゆる「トライアングル・プロジェクト」が文部科学省、厚生労働省より示されましたが、現状でも学校と障害児相談や放課後等デイサービスのような福祉事業所との情報共有、連携が進んでいるとは言いがたい状況です。現に、家庭と学校と放デイで使用する絵カードが統一されておらず、自閉スペクトラム症の児童が大混乱したという事例が報告されています。個別の教育支援計画を作成する際には、必ず本人や家族の意思も反映し、家庭状況も含めたアセスメントを行い、障害児相談支援事業所や放課後等デイサービスといった福祉事業所とも連携を図り一貫した支援ができるよう、体制と時間の確保をお願いいたします。

3 強度行動障害を有する児童・生徒への教育について

現在、非常に重い行動上の障害（いわゆる強度行動障害）のある人への支援が全国各地で大きな課題となっています。強度行動障害は、多くの研究から生来のものではなく、主に児童期の生活環境、教育環境が本人の特性に合っていないことが発現、悪化の主要因になっているとされています。まずは強度行動障害の状態にしない取組ができる教育課程の編成と、強度行動障害の状態にある児童・生徒にも対応可能な専門性を有する教職員を早急に育成、配置し、チームで支援できる体制を確立してください。

4 高等部・高等学校教育段階における特別支援教育の推進

特別支援学校高等部および高等学校教育段階における特別支援教育を推進するため、以下3点について取組みの推進、強化をお願い申し上げます。

- ① 知的障害部門の特別支援学校においても、高等部卒業後の各種専攻科を設置すべきとの意見が出ています。私立では設置が進んでいますが、国公立ではまったく設置が進んでいない状況です。まずは専攻科設置の必要性について

検討してください。

- ② 知的障害が軽度または知的障害を伴わない発達障害児が普通高校を希望するケースが増えている一方で、高校入試や授業等における合理的配慮の取組みが進んでおらず、中途退学やフリースクールなどへの進学を選択するケースも増えています。高等学校教育段階における合理的配慮の促進に向けて、個別対応ができるよう、教育課程を柔軟に編成できるようにしてください。
- ③ 高等学校における通級指導の制度化については、実現に向けてご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。幼児期、義務教育課程におけるインクルーシブな教育のあり方を高等学校でも展開していくことが重要です。今後は、少なくとも全国の国公立高等学校において通級指導が実現できるよう、引き続き取組みの推進をお願いします。また、高等学校段階においては、生徒の学業の成績・点数・偏差値だけに着目するのではなく、生徒の生活面にも目を向け、発達障害者の特性理解に基づいた指導ができるようにしてください。

5 生涯学習の充実

障害者の多様な学びの場、あるいは生涯教育の充実・展開が、ライフステージに応じた潤いとなるよう、生涯にわたる障害者への学習支援の充実を求めます。とりわけ、多様な分野で、支援者を伴った定期的・継続的な生涯学習を展開することが重要と考えます。

学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業により、全国で様々な取組が展開されていますが、地域によっては、知的障害のある人を対象とした生涯学習が行われていません。重度の知的障害者を含め、文化的・芸術的な面での教育の充実とスポーツ分野の充実が実践されるよう、各自治体への周知をお願いいたします。

以 上